

「滋賀県子どもの読書活動推進基本計画」に関する要望書について

平成14年8月25日 「持ち回り滋賀県学校図書館協議会支部長・常任理事会」決定
平成14年8月30日 滋賀県教育委員会教育長宛提出

経緯

平成14年7月29日、横浜にて(社)全国学校図書館協議会各県代表者会議がもたれました。そこで、「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づいて策定されるであろう「都道府県子どもの読書活動推進計画」への取り組みが協議されました。8月2日には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」が閣議決定され、文部科学省から公表される予定であること、都道府県によっては、9月にも「都道府県子どもの読書活動推進計画」が公表される予定であることから、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」の発表を待って、8月中に各県学校図書館協議会から各県教育委員会に要望書を提出する事が協議されました。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」は予定どおり8月2日に閣議決定され、その公表(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/08/f_020805.htm)を待って「滋賀県子どもの読書活動推進基本計画に関する要望書」を作成しました。8月25日に、滋賀県学校図書館協議会支部長、常任委員、司書教諭問題特別委員に要望書についての文書を送り、要望書の了解を求め、「持ち回り滋賀県学校図書館協議会支部長・常任理事会」として正式決定しました。

8月30日(金)、滋賀県学校図書館協議会会長福原快隆、事務局長西村忠司が、滋賀県教育委員会を訪問しました。教育次長 疋田充穂 氏、学校教育課主幹 本田充 氏が対応していただきました。要望書の項目の一つ一つについて説明し、提出しました。

滋賀県学校図書館協議会では、滋賀県下の図書館、読書運動にかかわっている団体、個人に対して、「滋賀県子どもの読書活動推進基本計画に関する要望書」の内容を公表しています。小、中、高の各教育研究会図書館部会を含め、図書館、読書運動に関わっている団体が、この要望書とは別に独自の要望書を提出され、滋賀県学校図書館協議会として提出する「滋賀県子どもの読書活動推進基本計画に関する要望書」を補完していただけたらと考えています。

「滋賀県子どもの読書活動推進基本計画」が作成された後、「市町村子どもの読書活動推進基本計画」が作成されます。各市町村で、図書館、読書運動に関わっている団体、個人の方が、各市町村教育委員会に対し、「市町村子どもの読書活動推進基本計画に関する要望書」を提出されることを期待します。

平成14年8月30日

滋賀県教育委員会
教育長 西 堀 末 治 様

滋賀県学校図書館協議会
会長 福 原 快 隆

「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」に関する要望書

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は、平成13年12月に議員立法により成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第8条の規定に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定し、国会に報告するもので、文部科学省が中心となって検討作業が進められ、平成14年8月2日の閣議において決定されました。

都道府県の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条(都道府県子ども読書活動推進計画等)『都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。』の規定によるもので、今後、滋賀県においても早急に策定されるものと考え、この要望書を提出します。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の「はじめに」に示されているように、わが国の中・高校生の読書離れは憂慮すべき段階にきています。

科学技術の進展する現代において、私たちは次々に登場する新しい情報手段に目を奪われ、大量の情報を一方的に消費しがちです。しかし、そうした時代であるからこそ、本・読書の必要性や有用性が高まっているとも言えます。最近では成長期にある赤ちゃんには人のぬくもりのある読書環境が大切ではないか、という考えのもとブックスタート運動が開始されました。また、学校を蘇らせ生徒に生きる自信を与える「朝の読書」の取り組みを始めた学校も増加してきました。ハイテク時代の今日、人類文化のすぐれた所産である本・読書を今一度見直す絶好の機会であると考えます。

さて、子どもたちの読書推進には、学校図書館の整備が欠かせません。日常で最も身近な読書環境ともいえる学校図書館の整備こそ、子どもたちの読書離れを防ぐ最重要課題であると考えます。学校図書館は今日、様々な資料・情報の活用を通して子どもたちの「自ら学ぶ力」を育む活動の拠点(学習・情報センター)であり、また、読書を通して子どもたちの豊かな人間性を育む活動の拠点(読書センター)として、新しい教育課程の展開においてその役割が大いに期待されています。

学校図書館及び青少年の読書の振興を図る専門研究団体として本会は、滋賀県子どもの読書活動推進基本計画の策定に対して次のことを要望します。

1. 図書館資料の整備について、目安となる数値目標等を明記していただきたい。

平成5年、国は「学校図書館の図書の実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため」として、「学校図書館図書標準」を定めました。そして、平成9年度末までの5か年で標準を達成するのに必要な財源500億円を「学校図書館図書整備新5か年計画」として地方交付税措置しました。そして、このことを各都道府県教育委員会が市町村教育委員会に周知徹底するよう、平成5年3月29日に通知(文初小第209号各都道府県教育委員会あて初等中等教育局通知)を出しました。

草津市では、平成5年「愛ぶらりい読書推進事業」を立ち上げ、国の「学校図書館図書整備新5か年計画」に沿って図書の整備を図りました。(社)全国学校図書館協議会が毎年実施しています「学校図書館図書費予算化についての調査」を見ますと、草津市の他に志賀町、甲西町、竜王町でも積極的な予算化の措置が図られました。これらの自治体では、すでに「学校図書館図書標準」を達成した学校もでています。

しかし、地方交付税措置されたにも関わらず、多くの学校で図書の整備は遅々として進まず、国もそのことを把握し、「学校図書館図書整備新5か年計画」の終了した後、平成10、11、12年度には100億円を、平成13年度は108億円を地方交付税で単年度措置しました。平成13年、国は「学校図書館図書標準」を達成するのに必要な予算を改めて試算し、平成14年度から18年度までの5か年で650億円の地方交付税措置を決定しました(第2次学校図書館図書整備5か年計画)。国の予算措置にも関わらず、「学校図書館図書標準」の達成どころか、現在の蔵書数の維持に必要な予算すらつけれない実態があります。平成14年度の図書費の予算状況を見ても、滋賀県では、中学校1校で10万円から150万円、また、小学校で1校10万円から163万6千円の開きがあります((社)全国学校図書館協議会「学校図書館図書費予算化についての調査」平成14年8月15日 回収率82%)。

こうした経緯を見ますと、公立義務教育諸学校においては、平成5年3月に文部省(当時)が設定した「学校図書館図書標準」の早期達成が当面の課題であることは明らかです。国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」17ページ「学校図書館図書整備5か年計画」において、「今後、この計画に沿って、各地方公共団体において、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう努める。」とありますが、各地方公共団体が「学校図書館図書標準の平成18年度までの早期達成」が図られるよう、「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」には明記していただきたい。

また、高等学校の図書整備についても言及し、高等学校については、国の「学校図書館図書標準」が平成5年に示されなかったため、滋賀県として独自に基準を早期に設けるなどの目標を設定していただきたい。

図書以外の資料の整備(図書館資料のマルチメディア化)については、平成9年の学校図書館法改正の際に衆参両院の「附帯決議」で、「学校図書館の図書(衆議院では学校図書館資料)の実を図ると共に、マルチメディア時代に向けた学習情報センターとしての機能の実に努めること」と決議されました。学校図書館法第2条の規定「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、」

や、「児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議報告 2 学習情報センターとしての学校図書館」(平成7年8月31日文部省初等中等教育局への報告)をもとに、学校図書館等の整備・充実の中で図書館資料のマルチメディア化を明記していただきたい。

2. 学校施設の整備について、目安となる数値目標等を設定していただきたい。

「学校図書館図書標準」を達成するなら、図書室の広さを蔵書数に見合った広さにする必要があります。具体的には、現状の3倍程度の広さと快適な空間を確保する必要があります。沖縄県那覇市では、10年以上前にそうした学校図書館をつくっています。国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」17ページの「学校図書館施設の整備・充実」において、「国庫補助基準面積の改訂を行うなど所要の措置を講じている。」と書かれていますが、「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」では、図書室の広さについての具体的な数値目標を示していただきたい。

「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令及び公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部を改正する政令の施行について」の国庫補助基準面積内訳の図書室の基準面積の改訂がなされてきましたが、この基準は校舎を建築するときの国庫補助基準です。また、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」17ページの「学校図書館施設の整備・充実」において、「余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている」と書かれていますが、児童生徒数の減少によって実際に余裕教室が生じ、国の予算措置がなされているにも関わらず図書室の改修が進まないのは、図書室の広さについての基準が示されていないためと考えられます。以上の理由で、「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」では、具体的な数値目標を示していただきたい。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」17ページの「学校図書館施設の整備・充実」において、「学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに」と書かれていますが、「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」では、県立中学校、県立高等学校において、実際にモデル的な学校図書館を設置していただきたい。また、学校図書館は施設設備の充実の他、校舎のどこに図書室を配置するかも重要です。米原中学校や、蒲生北小学校のように、新設された校舎においては、校舎の中央に図書室を位置づけている学校もありますが、必ずしもそうした学校ばかりではありません。県として、望ましい学校の施設設備について検討することを明記していただきたい。文部科学省は平成13年3月に専門家の協力を得て、『新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり - 知と心のメディアセンターとして - 』をまとめ、これからの学校図書館の機能を検討し、学校図書館施設のあり方を提示しています。こうした成果を生かすよう配慮していただきたい。

3. 司書教諭については、専任化や担当授業時間数の軽減の方向を示し、教育委員会による発令を明記していただきたい。また、司書教諭の「小規模校への設置」についても配慮することを明記していただきたい。

司書教諭は、学校図書館法第5条(司書教諭)の規定「学校には、学校図書館の専門的な職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」によります。(昭和28年8月8日制定) 同時に附則2(司書教諭の設置の特例)「学校には、当分の間、第5条

第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる」の規定により、実際に司書教諭が置かれたのは、東京都などの一部の学校でしかありませんでした。平成9年6月11日制定の「学校図書館法の一部を改正する法律」によって、平成15年度から、12学級以上の学校に司書教諭が必置されることとなりました。

昭和34年に文部省が示した「学校図書館基準」では、「司書教諭は児童・生徒450人未満の学校では兼任を1人、450人以上の場合には専任を1人置く。」となっており、また、平成9年5月の学校図書館法改正の際に衆参両院の「附帯決議」で、司書教諭の「担当授業時間数の軽減や司書教諭の専任化」について検討し、所要の措置を講ずることが決議されています。

また、司書教諭は資格職であり、各校数名の資格者しかいない現状では、その人事は県の教育委員会で掌握する必要があります。人事は、県の教育委員会が行い、発令は各学校の設置者である教育委員会が自らの学校管理規則に基づき行うことが望ましいと考えます。

司書教諭がその職務を遂行できるよう専任化や担当授業時間数の軽減の方向を示し、教育委員会による発令を明記していただきたい。

改正学校図書館法で、「政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。」とされましたが、衆参両院の「附帯決議」で、司書教諭の「小規模校への設置」についても配慮することが決議されています。司書教諭の「小規模校への設置」についても配慮することを「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」で明記していただきたい。

なお、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」18ページ「i 司書教諭の配置」において司書教諭の仕事を例示していますが、「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」では、この中に「資料・情報を活用する学び方の指導」を入れていただきたい。

4. 学校司書の位置づけや、職務の内容、配置基準を明示していただきたい。

司書教諭は、学校図書館法第5条(司書教諭)の規定「司書教諭は教諭をもつて充てる。」に基づくもので、一方、司書は定数法によって「学校図書館事務職員」として配置されています。平成9年5月の学校図書館法改正の際に衆参両院の「附帯決議」で、「司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、いわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮すること」と決議されています。

昭和34年に文部省が示した「学校図書館基準」では、「事務職員は児童・生徒数900人未満の学校では専任を1人、1,800人未満の場合は2人、それ以上の場合は3人を置く。事務職員は専門の知識技能を修得しなければならない。」とされています。また、「定数法」で、「学校図書館の重要性と事務量を考慮し」、27学級以上の小学校、21学級以上の中学校、12学級以上の高等学校には事務職員の加配措置がなされています。

沖縄県では、「定数法」で定められた規模未満の学校には、県独自の予算で司書を配置し、ほぼ全ての学校に司書が配置されています。また、岡山県や鳥取県でも、司書の配置が進んでいます。一方、滋賀県の小中学校においては、かつて事務職員の加配があった中学校等に於いて、学校図書館事務職員としての実践があったにもかかわらず、最近ではその趣旨の周知徹底がなされていません。

特に、小中学校において、学校図書館事務職員の配置について、現状を改善する計画を明示していただきたい。

5 . 公共図書館の整備・充実の中に、学校図書館支援センターとしての機能を盛り込んでいただきたい。

アメリカ合衆国に見られるリソースセンターを設けるのが理想的ですが、現状から見れば、公共図書館の機能に、学校図書館支援センターとしての機能を追加することが考えられます。具体的には、県立図書館に学校図書館支援のための部屋と職員を配置していただきたい。また、市町村の公共図書館においても、学校図書館支援センターとしての機能の整備を明記していただきたい。公共図書館の設置が特に進んでいる滋賀県であるからこそ、日野町立図書館、高月町立図書館、志賀町立図書館等の取り組みがあるのであり、公共図書館と学校図書館のネットワーク化を図ることにより、全国の先進的な取り組みにしていきたい。

6 .「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」の実行を検証し、公表することを明記していただきたい。

「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」で盛り込まれた種々の方策が、県及び市町村においてどう実行されたのか、その結果を検証し公表することを基本計画に加えていただきたい。

7 . その他

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」11ページの「イ 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実」の中に、取り組みが例示されていますが、「滋賀県子ども読書活動推進基本計画」では、「図書館・読書の時間」を設けることや、「読書感想文の指導」、「読書感想画の指導」など、読書体験を深める活動を加えていただきたい。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」19ページの「学校図書館の開放」の趣旨には賛成ですが、学校図書館法第4条（学校図書館の運営）の規定「学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる」ことを明記していただきたい。